

◆令和5年1月～9月事故の状況◆

【事故の特徴】

- ☆ **事故件数は46件**、過去5年平均に比べ9件程度減少。
- ☆ **労働災害は30件**、**墜落（転落含む）事故**が多く、過去5年平均と比較しても増えている。
- ☆ **休業4日以上労働災害は9件**、死亡事故なし。
- ☆ **地下埋設物を損傷する公衆災害**が増加。

これからの季節は日没が早くなり、寒さも徐々に厳しくなるなど、作業現場は大きな影響を受けることとなります。本格的な冬が来る前に、必要な用具等の確保、設備の点検やタイヤ交換、冬季環境下における労働災害等の安全教育等を行いましょ。

～工事事故の発生状況～

※北陸地方整備局発注の直轄工事を対象としています。
※使用している数値は速報値であるため、今後変更となる可能性があります。

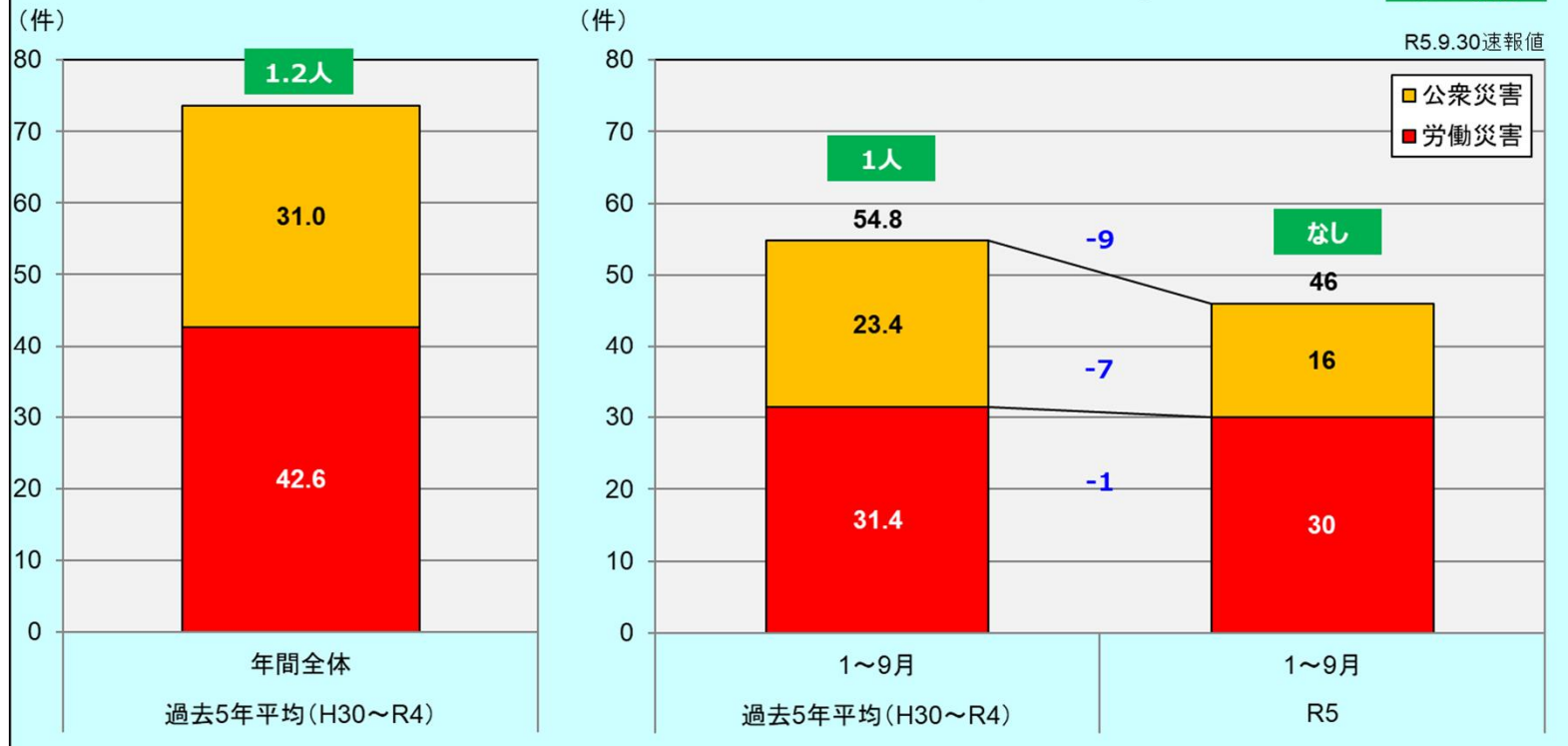
1月から9月までの事故件数46件で過去5年平均と比較する9件少ない状況です。労働災害は30件、公衆災害は16件発生しており、過去5年平均と比較してともに減少しています。

災害区別事故発生状況の推移(H30～R5)

死亡者数

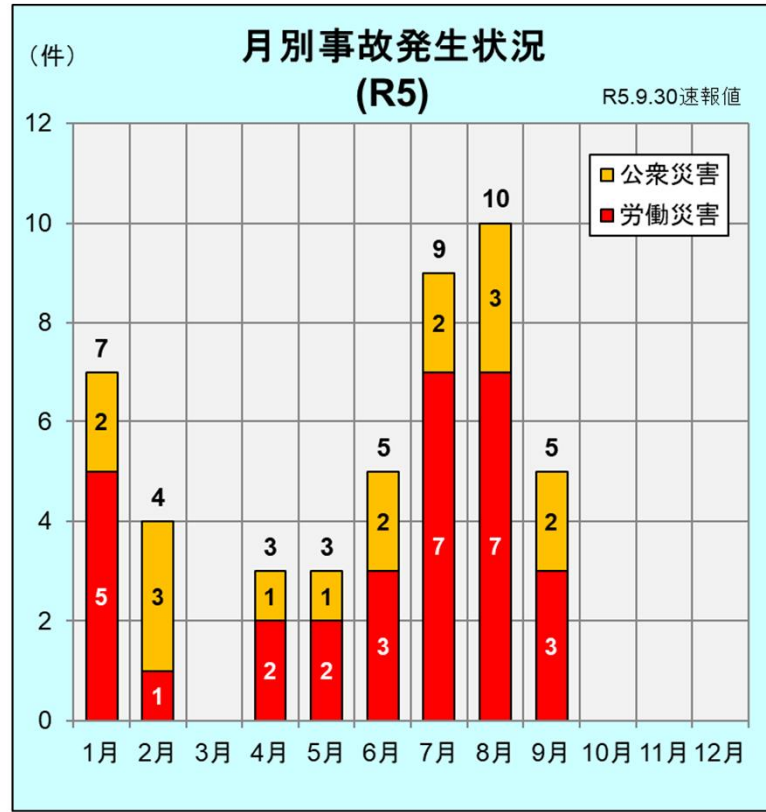
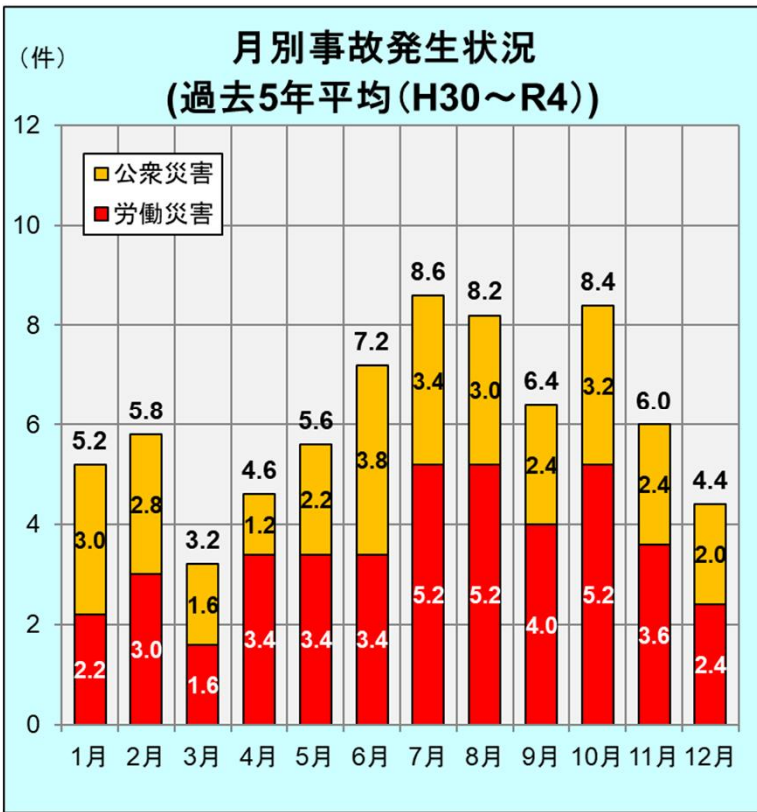
R5.9.30速報値

■ 公衆災害
■ 労働災害



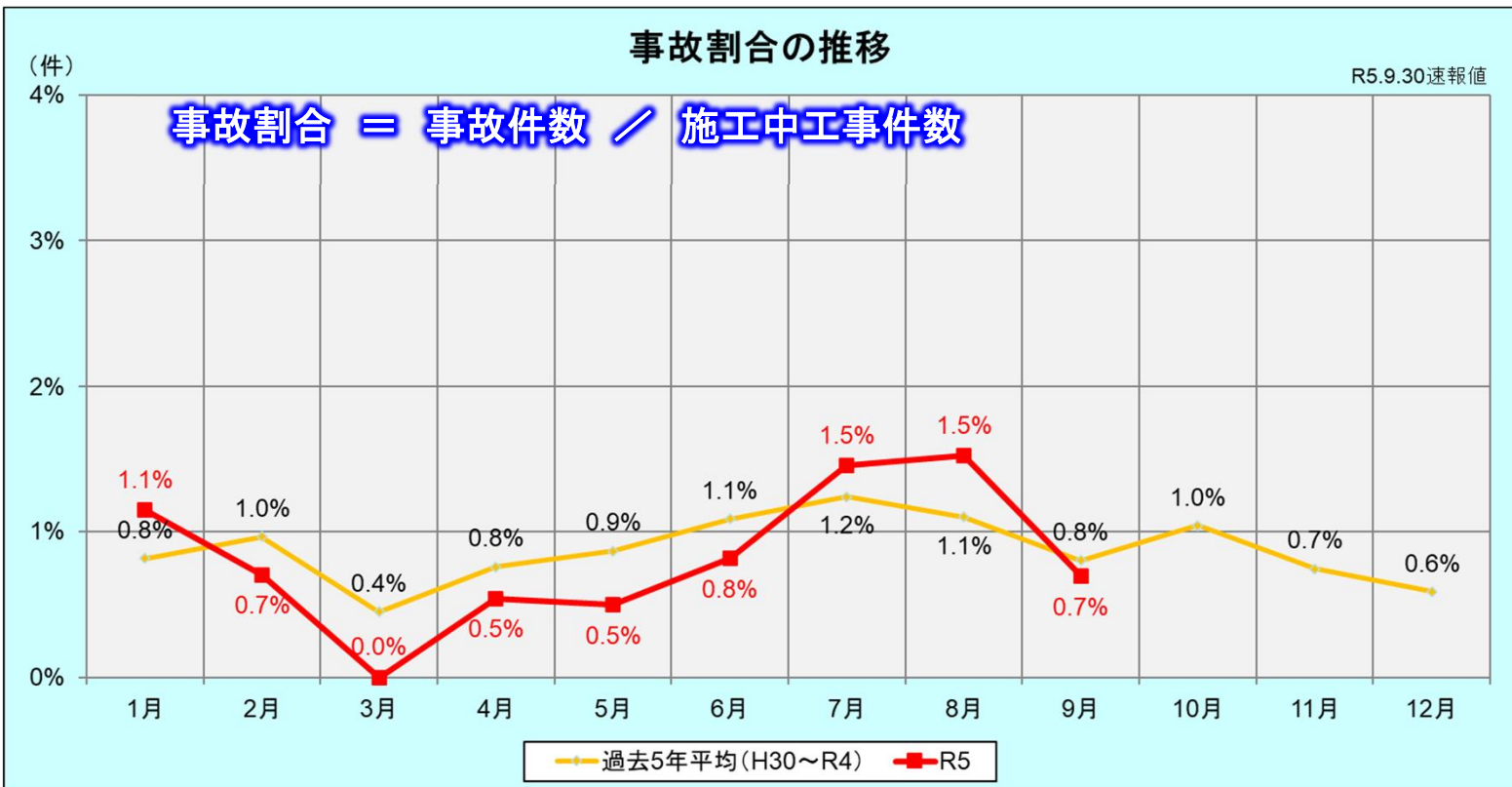
・月別の事故発生件数

過去5年平均と比較すると、1月、7月、8月は増加しているが、それ以外の月は減少しています。



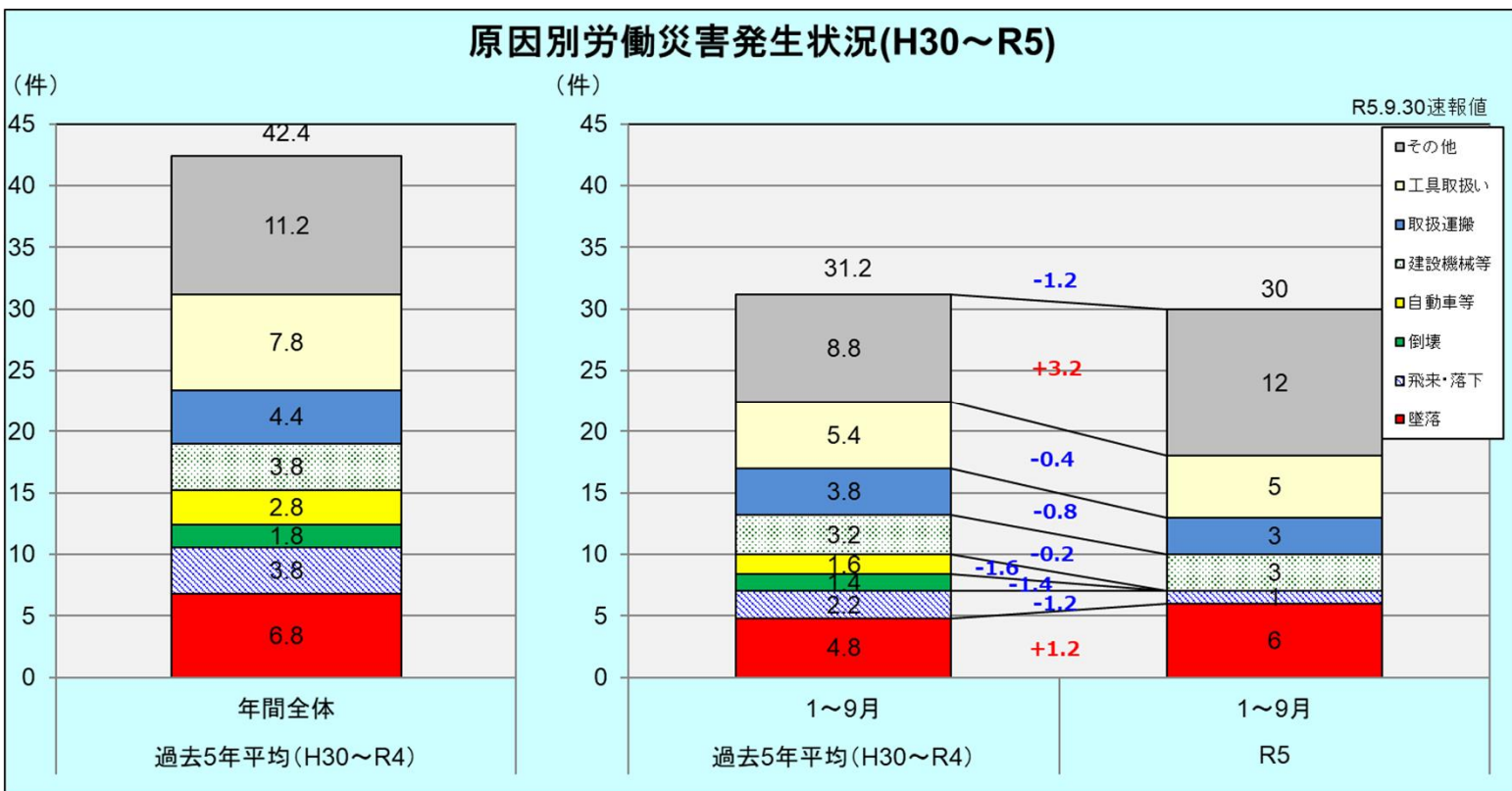
・事故割合

過去5年平均の事故割合の推移と比較すると1月、7月、8月の事故割合が増加しているが、それ以外の月は減少しています。



・労働災害の原因別事故発生件数

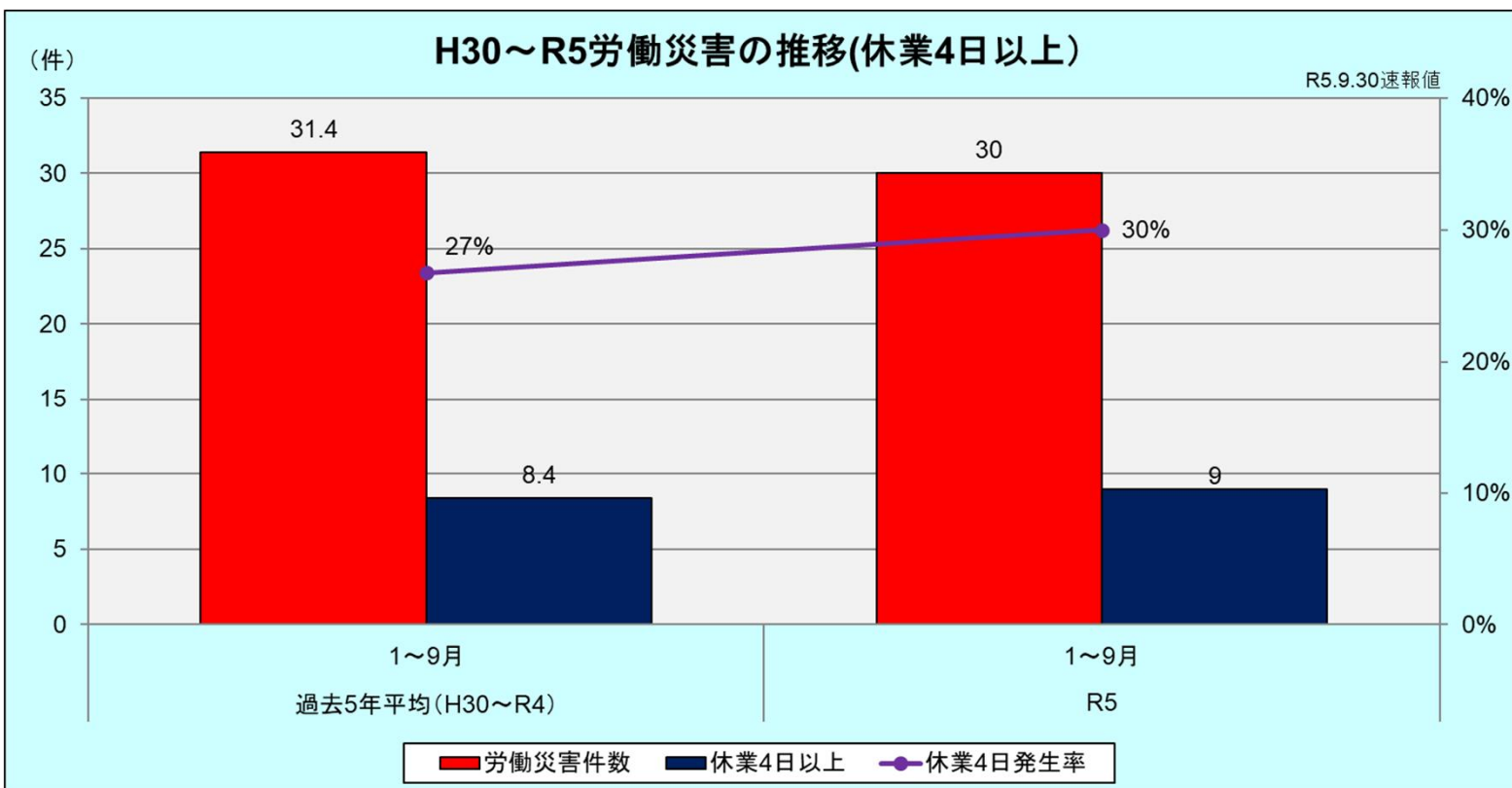
今年1月から9月までの労働災害のうち、原因別で多い事故は墜落（転落含む）となっており、過去5年平均と比較しても増加しています。



※その他: 転倒、土砂崩落・電気・爆発・港湾・その他事故等

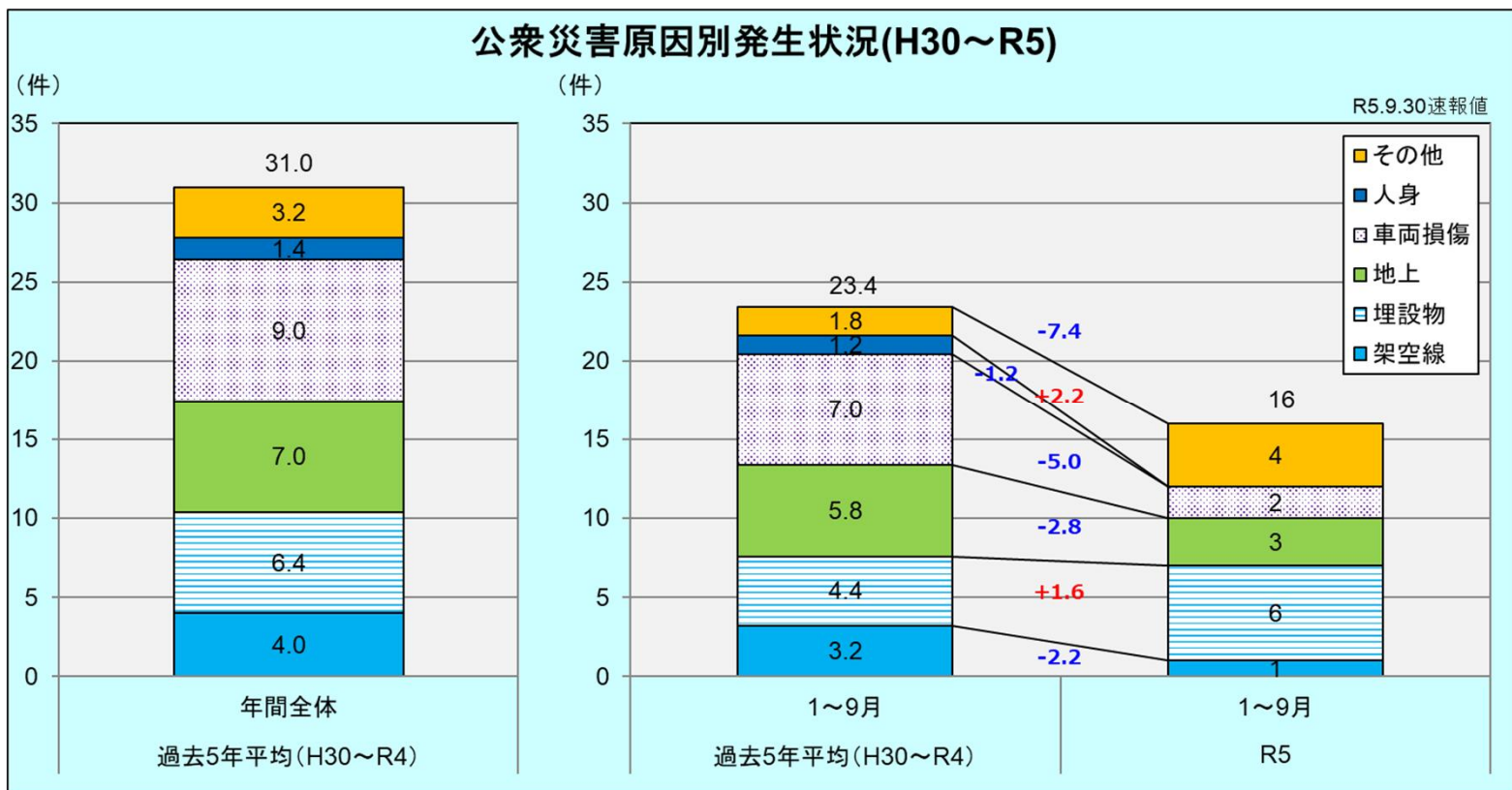
・休業4日以上 の事故発生状況

今年1月から9月までの労働災害のうち、9件が休業4日以上 の事故となっています。過去5年平均と比べると重大事故の割合は27%から30%に増加しています。



・公衆災害の原因別発生状況

今年1月から9月までの公衆災害は過去5年平均と比較すると7件程度少ない状況です。過去5年平均と比べると埋設物が増加しています。



今年度（令和5年度）を初年度とした

第14次労働災害防止計画が策定されています

今年度より5年間にわたり国、事業者、労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めた中期計画が厚生労働省により策定されています。策定されている以下の重点事項の6と8の一部を次頁に紹介します。

出典：厚生労働省ホームページ (<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000197308.html>)

8つの重点事項

1 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

社会的に評価される環境整備、災害情報の分析強化、DXの推進

2 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

3 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

4 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

5 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

6 業種別の労働災害防止対策の推進

陸上貨物運送事業、建設業、製造業、林業

7 労働者の健康確保対策の推進

メンタルヘルス、過重労働、産業保健活動

8 化学物質等による健康障害防止対策の推進

化学物質、石綿、粉じん、熱中症、騒音、電離放射線

死亡災害は5%以上減少。死傷災害は増加傾向に歯止めをかけ2027年までに減少

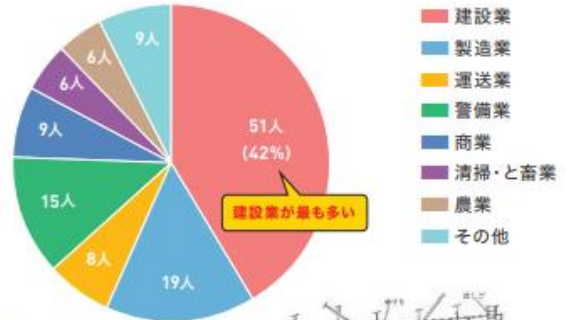
重点事項ごとの具体的取組

(重点⑥)

⑥業種別の労働災害防止対策の推進(建設業)

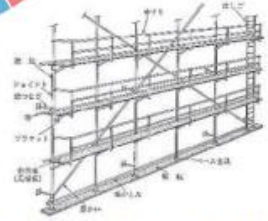
建設業における墜落・転落による死亡災害発生状況

過去5年間(平成30～令和4年)の熱中症による死亡災害



事業者に取り組んでいただきたい内容 (2027年まで) (アウトプット指標)
 墜落・転落災害防止に関するリスクアセスメントに取り組む事業場を85%以上

取組の成果として得られる結果 (2027年まで) (アウトカム指標)
 死亡者数を2022年と比較して15%以上減少



一側足場の例((一社)仮設工業会より提供)



本足場の例((一社)仮設工業会より提供)

事業者に取り組んでもらいたいこと

- ・墜落・転落のおそれのある箇所への**囲い、手すり等の設置、フルハーネス型**墜落制止器具の確実な使用
- ・はしご・脚立等の安全な使用の徹底等の実施
- ・墜落・転落災害防止に関する**リスクアセスメントの実施**
- ・作業場所の**暑さ指数を測定し、屋根、休憩場所、通風・冷房設備を設置**

*このほかの熱中症、騒音対策は、重点事項⑧を参照

重点事項ごとの具体的取組

(重点⑧)

⑧化学物質等による健康障害防止対策の推進(熱中症、騒音による健康障害防止対策)

事業者に取り組んでもらいたいこと【熱中症対策】

- 作業場所の**暑さ指数を測定**し、暑さ指数低減のために**屋根、休憩場所、通風・冷房設備を設置**

事業者に取り組んでいただきたい内容 (2027年まで) (アウトプット指標)

熱中症災害防止のために**暑さ指数を把握し活用**している事業場を2023年と比較して**増加**

取組の成果として得られる結果 (2027年まで) (アウトカム指標)

増加が見込まれる**熱中症による死亡者数の増加率**を第13次労働災害防止計画期間と比較して**減少**させる。

暑さ指数(屋外)
 乾球温度+黒球温度+自然湿球温度
 1 : 2 : 7



- あらかじめ**労働衛生教育**を行い、管理体制を整え、**発症時・緊急時の措置を確認、周知**する
- 労働者に日常の**健康管理を意識**、**暑熱順化**、定期的に**水分・塩分を摂取**、異変を感じたら**躊躇なく**周囲の者に申し出、をさせる。

* 国では、熱中症予防の先進的事例を紹介、労働者向けの教育ツールを提供

事業者に取り組んでもらいたいこと【騒音対策】

- **作業場の騒音レベルを評価**し、**騒音源の低騒音化・除去**のほか、**遮音**などの対策を実施
- 必要かつ十分な遮音値の**聴覚保護具**を労働者に着用させる
- 半年以内ごとに1回(雇入れの際または配置替えの際に)、**健康診断**を実施



ハンマーを用いた金属打撃作業



騒音性難聴は治療困難な障害のため、予防対策が重要です

騒音障害防止ガイドライン

対象事業場について、騒音レベルを把握し、聴力検査、必要な保護具等を選定する必要がある。

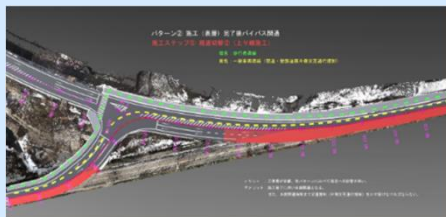
令和5年度 安全管理優良受注者 17者を表彰

北陸地方整備局では、毎年9月第4週を「労働災害防止週間」と定め、建設工事における労働災害の防止に向けて、北陸地方整備局所管の工事等に関し、その安全管理及び労働災害防止対策が特に優秀であって他の模範となる受注者を「安全管理優良受注者」として表彰しています。今回は、令和4年度に完成した北陸地方整備局発注工事の321者の受注者の中から17者を安全管理優良受注者として選定し、令和5年9月11日（月）に北陸地方整備局において表彰式を開催いたしました。



安全管理優良事例集をHPに掲載

安全管理優良受賞者の取り組み事例を北陸地方整備局ホームページに掲載しています。3次元モデルの活用などの受賞者の各種取り組みを紹介していますので、安全教育、安全管理等の参考として下さい。



BIM/CIMデータを利用した
施工ステップ図を作成し、現場状況の『見える化』で作業員に周知



LEDトラフィックプロジェクター等の設置により、夜間の歩行者通路の明示、照度の確保



熊よけ対策にハンドベルを設置し、ベルを鳴らしてから現場に入るように周知徹底

安全管理優良受注者表彰 北陸 事例集

検索



休業4日以上は建設工事事故データベース（SAS）に登録

- ・建設工事事故データベース（SAS）は、地方整備局・都道府県・政令指定都市・機構等が発注する公共工事で発生した一定規模以上の事故の事故報告データの集合体です。収集されたデータは、建設工事事故対策検討委員会や発注者において、工事事故防止に向けた対策の検討・立案に利用しています。
- ・休業4日以上の建設工事事故等を対象に、登録に必要な事故番号、パスワードを発注担当課長等に通知しますので、受注者・発注者は、インターネットを利用して登録（入力）してください。

✓ <https://sas.hrr.mlit.go.jp/>



- ・登録に関する詳細については、ホームページ内の「SASのガイドライン」を参照して下さい。

登録する対象工事

事故の分類	事故の定義
労働災害	工事区域において工事関係作業が起因して、工事関係者が死亡あるいは負傷した事故。 資機材・工事製品輸送作業が起因して工事関係者が死亡あるいは負傷した事故。 なお、ここでいう負傷とは、休業4日以上の負傷をいう。
もらい事故	工事区域において当該関係者以外の第三者が起因して工事関係者が死亡又は負傷した事故。 なお、ここでいう負傷とは、休業4日以上の負傷をいう。
負傷公衆災害	工事区域における工事関係作業及び輸送作業が起因して当該工事関係者以外の第三者が死傷した事故。 なお、ここでいう第三者の負傷とは休業4日以上もしくはそれに相当する負傷をいう。
物損公衆災害	工事区域における工事関係作業及び輸送作業が起因して第三者の資産に損害を与えた事故であって、第三者の死傷に繋がる可能性の高かった事故。

※ 工事区域：工事作業現場内及び隣接区域

【問合せ先】 北陸地方整備局 企画部 技術検査官 山崎